

第2次行政改革実行計画

(平成29年度～平成34年度)

平成30年(2018年)4月

小田原市

目次

第1章 概要	1
1 実行計画の策定にあたって.....	1
2 行財政運営の現状と課題.....	1
3 行財政改革の基本的な考え方.....	3
4 重点推進項目について.....	4
5 行財政改革の財政効果額の考え方について.....	5
第2章 取組と財政効果額	7
1 取組一覧.....	7
2 具体的な取組の考え方、読み方.....	9
3 具体的な取組.....	10
4 具体的な取組による財政効果額の見込み.....	27
5 計画期間内の調整案件一覧.....	31
第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針	33
1 はじめに.....	34
2 受益者負担の適正化の基本的な考え方.....	34
3 見直し対象とする使用料及び手数料.....	35
4 使用料及び手数料算定の基本方針.....	35
5 原価算定の考え方.....	36
6 使用料の算定方法.....	38
7 手数料の算定方法.....	39
8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項.....	39
9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス).....	43
10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について.....	43

第1章 概要

1 実行計画の策定にあたって

実行計画は、行政サービスの安定的な確保を図るために、平成29年度から平成34年度までの6年間の計画期間とする第2次小田原市行政改革指針に基づき、行財政改革に関する具体的な計画を定めたものです。

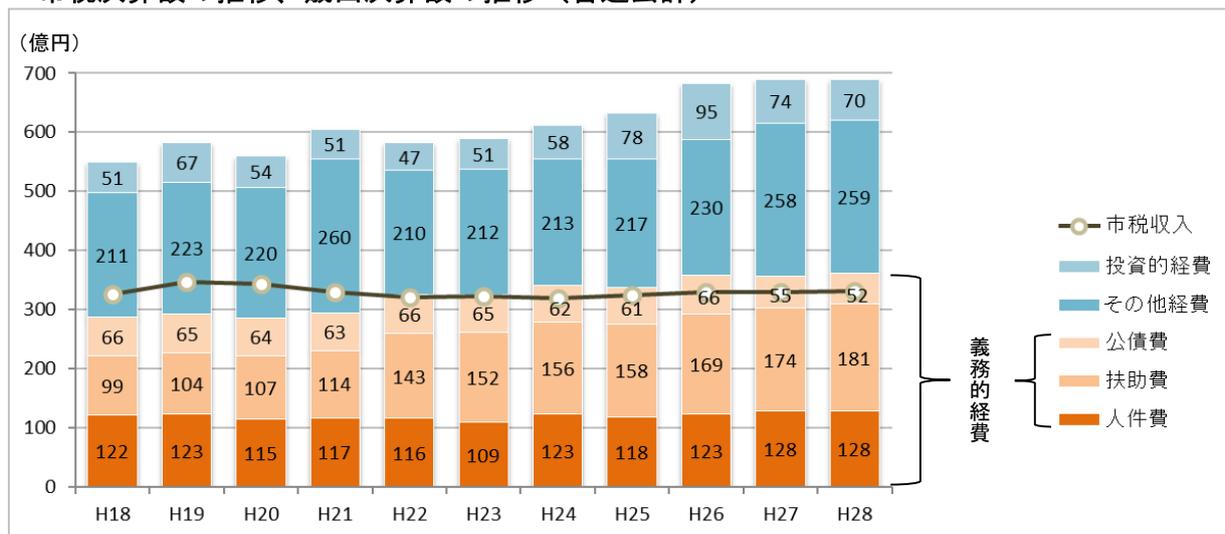
実行計画には、具体的な数値目標や基準を可能な限り設定していますが、現段階で記載できない数値等については、計画の見直しにあわせてその都度精査し記載に努めます。

2 行財政運営の現状と課題

(1) 財政状況

本市の財政は、人口減少、少子高齢化の進展に伴う社会構造の変化で、市税をはじめとする歳入の大幅な伸びは期待できません。歳出においては、これまで行財政改革に取り組み、人件費や公債費の抑制を図ってきましたが、扶助費等の増加に加え、公共施設の更新、大規模事業の進捗等に伴う経費が増加すると見込まれます。

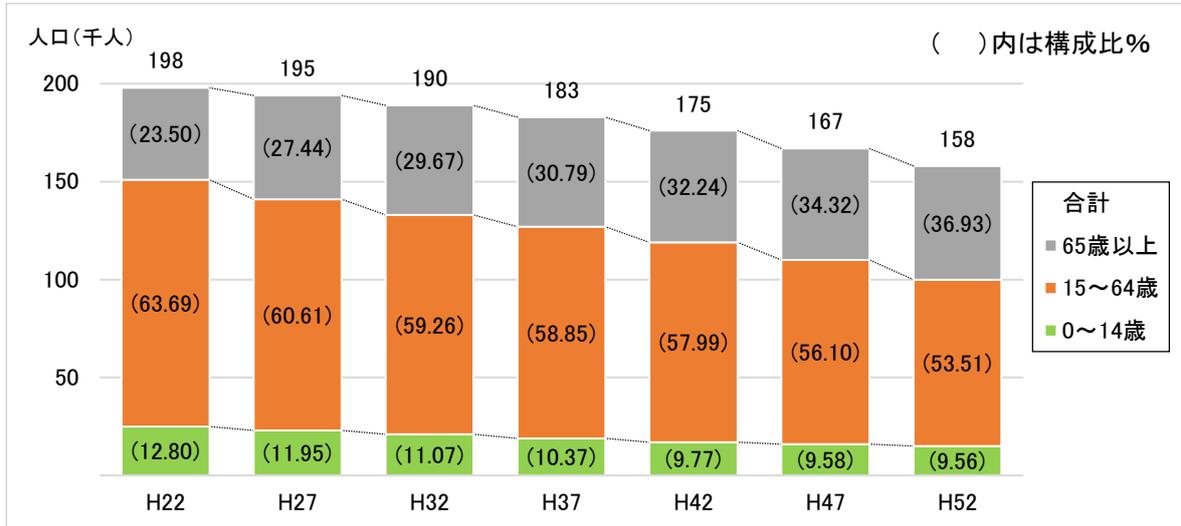
市税決算額の推移、歳出決算額の推移（普通会計）



(2) 人口の動向

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成22年（2010年）から平成52年（2040年）までの30年間に約4万人もの人口減少が予測されています。年齢区別の人口構成としては、高齢者人口（65歳以上）が増加を続ける一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少を続ける見込みとなっています。

小田原市の年齢区別人口

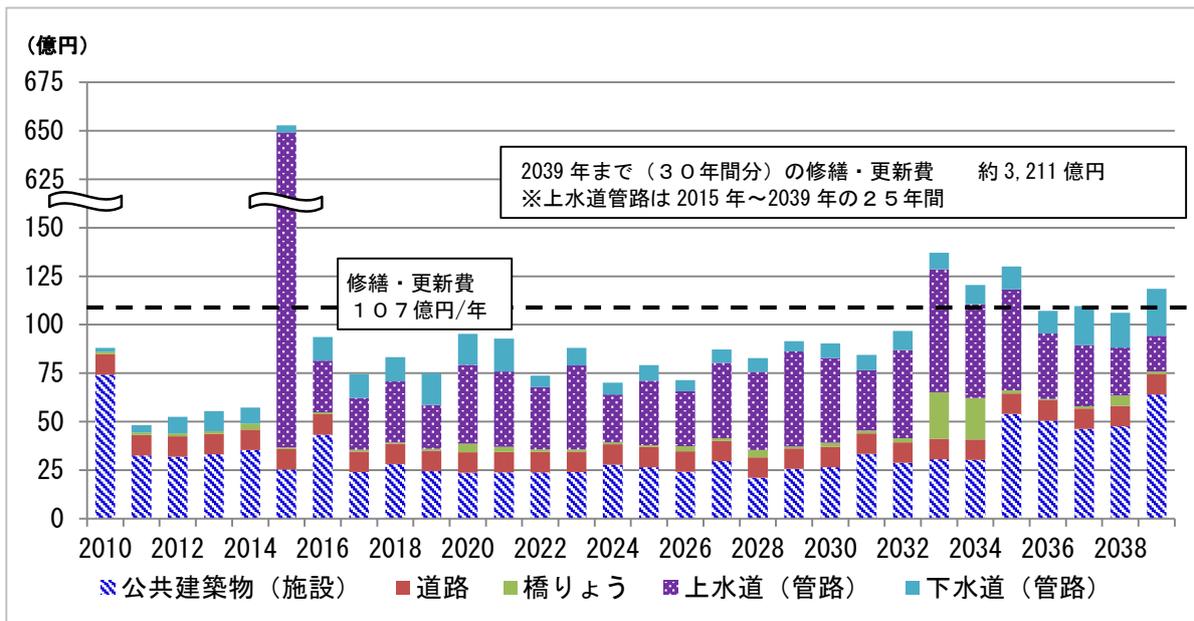


国立社会保障・人口問題研究所

(3) 公共施設等の老朽化

昭和40年代から50年代にかけて集中して整備された多くの公共施設等は老朽化が進み、今後多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎えることに伴う経費が急増し、大きな財政負担が生じることが見込まれます。

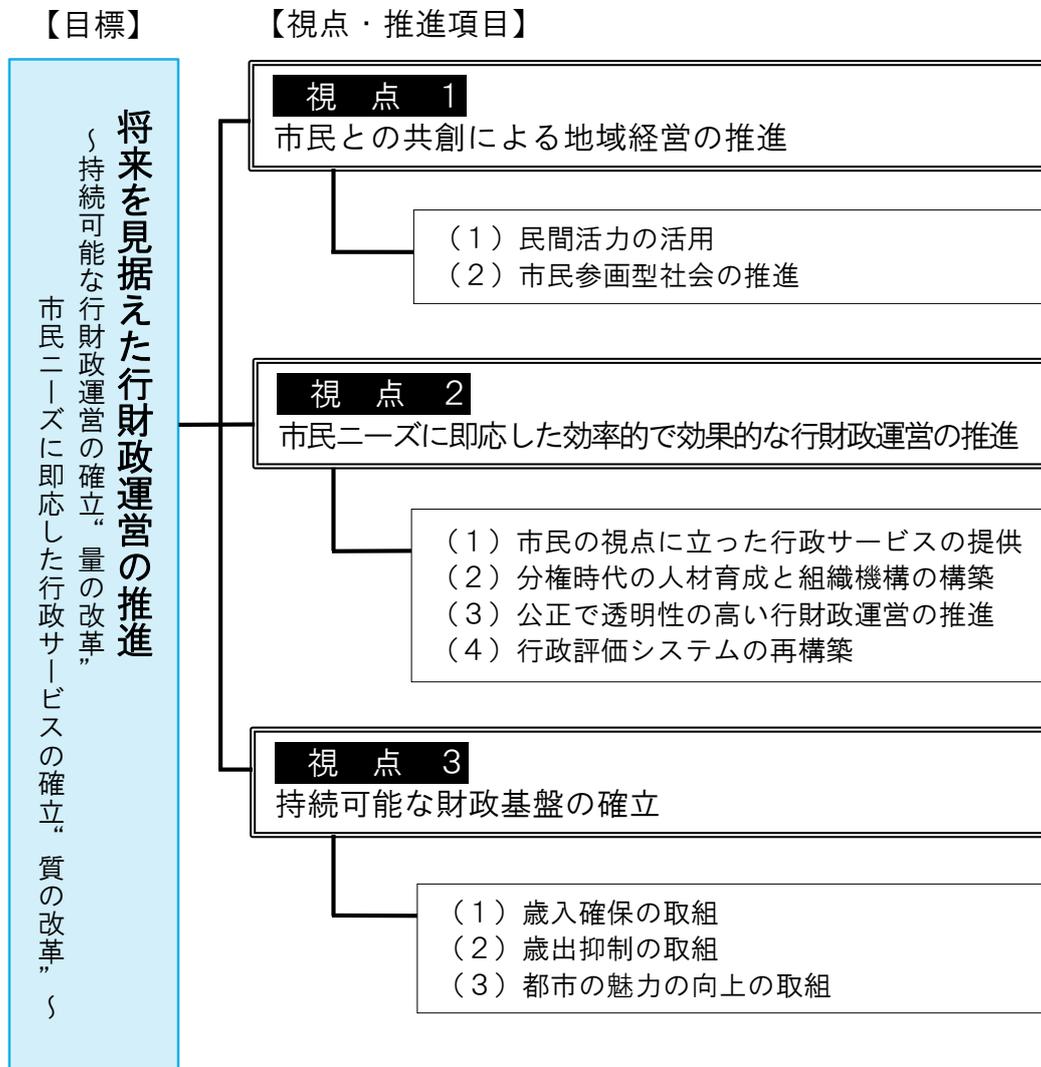
将来の修繕・更新費の推計（公共建築物（施設）及び公共インフラ）



市有施設の管理運営に係る基本方針改訂版（平成28年1月） 7ページより

3 行財政改革の基本的な考え方

第2次小田原市行政改革指針で掲げた、3つの視点と9つの推進項目に基づき実行計画に掲載した取組を着実に進めながら、目標の達成を目指します。



(1) 行財政改革の目標

本市総合計画に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現するため、第2次小田原市行政改革指針で目標を「将来を見据えた行財政運営の推進」に定めています。

今後は、市民ニーズ等を的確に把握しつつ、行政経営資源を適切に配分することにより、減量型の改革と質の向上を両立させ、市民満足度の向上を目指します。

将来を見据えた行財政運営の推進

～持続可能な行財政運営の確立“量の改革”

市民ニーズに即応した行政サービスの確立“質の改革”～

(2) 計画期間

本市総合計画後期基本計画に「行財政改革の推進」を位置づけるとともに、計画期間を6年間とします。

計画期間：平成29年度から平成34年度までの6年間

(3) 推進体制

両副市長を委員長、副委員長とする「小田原市行財政改善推進委員会」を中心に全庁的な行財政改革に取り組みます。

(4) 進行管理と情報の共有

- 実行計画の進行管理は、小田原市行財政改善推進委員会において年度ごとに検証し、必要に応じて計画を見直します。
- 市議会への報告及び広報紙やホームページによる情報公開を行い、市民との情報共有を推進します。

(5) 目標設定

各々の取組については具体的な目標を設定した実行計画を策定し、行財政改革を推進します。

財政効果額の目標：

平成29年度から平成34年度までの6年間で **14億5千万円** の財政効果額を生み出すことを目指します。

4 重点推進項目について

実行計画を推進していくうえで、行財政改革の効果が大きい取組や全庁的に定着させ取り組まなければならない重要な6項目を「重点推進項目」と位置づけ、行財政改革を推進します。

- ① 事務事業の見直し
- ② 補助金・負担金の適正化
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 社会保障関連の行政経費の最適化
- ⑤ 公共公益施設のマネジメント
- ⑥ 県西地域の中心市としてのあり方の検討

5 行財政改革の財政効果額の考え方について

各取組事項について、可能な限り行財政改革による財政効果額を算出し、計画を推進していきます。その算出方法等は以下のとおりとします。

(1) 財政効果額の考え方

考え方	具体例
歳入増加額	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな広告収入等の確保 ・事業スキームを見直すことで、より補助率の高い国庫補助金を確保など
歳出削減額	<ul style="list-style-type: none"> ・実績に基づいた事業費の削減 ・対象者が増となる見込みのため、スケールメリットを生かした単価の見直しを行い、経費の増加を抑制 ・発注の方法や基準を見直し、当初計画していた当該年度支出額よりも経費の増加を抑制 ・業務執行方法の見直しによる業務の効率化を図り、これによる業務負担の軽減を人工の減に換算し、人件費を抑制 など

(2) 人件費の考え方

事務事業の実施にあたっては、実際に支出した事業費だけでなく、その事務事業に要した人件費も発生しています。事務事業に投じたコストを把握するには、個々の事務業務に携わった職員の人件費を考慮する必要があります。

そこで、以下の式により個々の事務事業にかかる人件費を算出します。

$$\text{個々の事務事業にかかる人件費} = \text{標準給与費} \times \text{その事務事業に携わる職員数}$$

(3) 財政効果額の測定方法

財政効果額は、取組実施前と取組実施後の決算額との比較により測定します。

原則 1 計画期間中の行財政改革の取組については、計画期間中に限り効果額を計上

原則 2 財政効果額は、歳入増加額と歳出削減額に分けて算出

原則 3 取組実施前の年度の決算額を基に事業費で算出

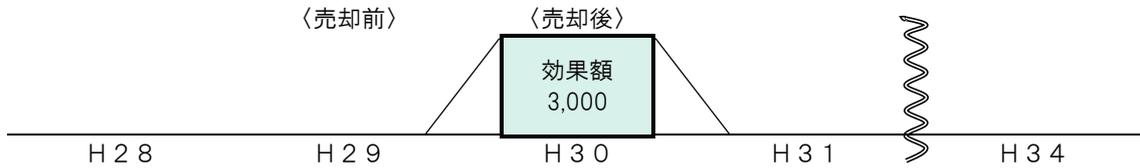
原則 4 財政効果額は、見直しに伴い増加する経費を差し引いて算出

原則 5 見直しに伴い職員数（人工）が削減される場合は、その人件費も考慮

(4) 財政効果額の具体的な算出方法

歳入増加額 取組実施前の年度と取組実施後の年度との歳入決算額の比較

<例1：市有施設を廃止し2,000千円で建物等を解体撤去、その後5,000千円で土地を売却した場合>

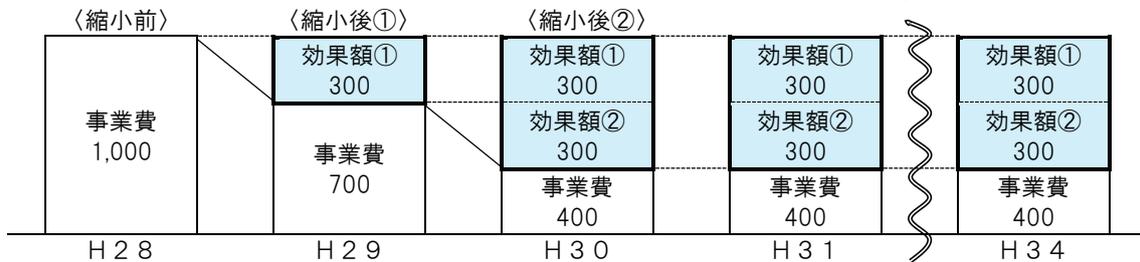


3,000千円（財政効果額）＝5,000千円（売却額）－2,000千円（除却費）

※市有施設を廃止したことによる歳出削減も考えられるが、歳入増加のみ例示

歳出削減額 取組実施前の年度と取組実施後の年度との歳出決算額の比較

<例2：平成29年度及び平成30年度に事業を段階的に縮小した場合>



<例3：平成29年度から直営で実施していた事業を委託した場合>



財政効果額の累計 計画期間中に実施した取組については、計画期間中に限り、財政効果額を計上

計画期間中に実施した取組については、計画期間の最終年度である平成34年度まで毎年度財政効果額を計上します。

<例4：平成28年度末に施設を廃止した場合>



計画期間(平成29年度～平成34年度)の財政効果額を累計します。

計画期間外

6,000千円（財政効果額の累計）＝計画期間中6年間の財政効果額の累計

第2章 取組と財政効果額

1 取組一覧

第2次小田原市行政改革指針に基づき、体系ごとに取組項目を設定しています。掲載する項目は、計画期間に進行管理を行っていきます。

視点1 市民との共創による地域経営の推進	9 項目
(1)民間活力の活用	3 項目
1 公共施設の運営管理、整備等における公民連携の推進	
2 民間団体との連携による援農者の養成	
3 高田浄水場等運転管理業務の委託(委託範囲の拡大)	
(2)市民参画型社会の推進	6 項目
1 地域コミュニティ組織との協働によるまちづくり	
2 キャンパスおだわら事業の見直し	
3 小田原森里川海インキュベーション(事業創出)事業・環境再生活動推進事業における運営形態の見直し	
4 官・民・地域との協働による広場・公園づくり	
5 学校運営協議会制度の推進	
6 特色ある学校づくりの推進	
視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進	21 項目
(1)市民の視点に立った行政サービスの提供	6 項目
1 システムの共同利用の推進	
2 新たな付加価値を追加した新図書館システムを導入検討	
3 ごみの減量・資源化の推進	
4 ごみに関する市民サービスの向上	
5 点字プリンター導入の検討	
6 生活保護担当課との連携による年金請求事務の効率化	
(2)分権時代の人材育成と組織機構の構築	2 項目
1 働き方改革に関する取組	
2 消防庁舎再整備事業の推進	
(3)公正で透明性の高い行財政運営の推進	3 項目
1 新公会計制度の導入及び活用	
2 清掃管理業務の仕様見直しに向けた助言	
3 土地評価支援システムの運用・更新	

視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進	
(4)行政評価システムの再構築	10 項目
1 土地開発公社経営健全化事業の推進	
2 省エネ改修検討の支援	
3 事業系一般廃棄物のてびきへの広告掲載	
4 母子福祉資金等利子補給事業の廃止	
5 小田原市事業協会における委託事業の見直し	
6 水産市場用駐車場用地借上料の見直し	
7 都市計画道路の見直し	
8 私道整備補助事業の要件の見直し	
9 後発医薬品の使用割合の増加	
10 消防被服における点数制貸与制度の導入	
視点3 持続可能な財政基盤の確立	
(1)歳入確保の取組	13 項目
1 市有財産の有効活用	
2 広告収入の確保	
3 受益者負担の適正化	
4 その他歳入の増に係る取組	
(2)歳出抑制の取組	82 項目
1 サービスの見直し	
2 イベント・啓発事業の見直し	
3 組織運営・事務執行の合理化	
4 補助金・負担金の見直し	
5 施設の管理運営に係る見直し	
(3)都市の魅力の向上の取組	2 項目
1 都市セールス事業の推進	
2 効果的な景観形成の誘導手法の検討	

2 具体的な取組の考え方、読み方

各視点に基づく取組の中でも、「視点1、視点2、視点3-(3)都市の魅力の向上の取組」については、様々な視点からの「行政サービスの質の向上」に重きを置いており、一方で、「視点3-(1)歳入確保の取組、視点3-(2)歳出抑制の取組」については、財政効果額を生み出す「行財政運営の効率化」に資するものであることから、それらの趣旨に沿った適切な計画の進行管理を行っていきます。

視点1、視点2、視点3-(3)都市の魅力の向上の取組

視点1、視点2及び視点3-(3)都市の魅力の向上の取組については、視点別、推進項目別に掲載しています。

掲載内容については、以下のとおりです。

No.	取組名	担当課	
※1	(取組名)	(担当課名)	
取組概要	(どうやって取組を進めていくのか等の概要を記載)		
目標	指標	基準値	目標値
	(取組の目標とする項目)	(基準となる値) ([平成〇年度])	(取組実施による目標)

視点3-(1)歳入確保の取組、視点3-(2)歳出抑制の取組

視点3-(1)歳入確保の取組、視点3-(2)歳出抑制の取組については、項目として大枠を示した後に、＜具体的な取組＞として個別の取組を掲載しています。また、各取組による財政効果額については【第2章 4 具体的な取組による財政効果額の見込み】に集計しています。

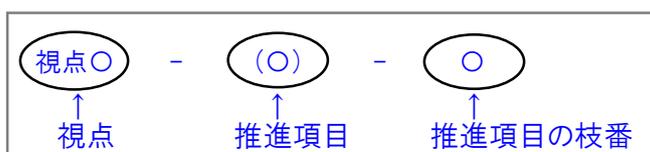
掲載内容については、以下のとおりです。

No.	取組名	目標	
※1	(取組名)		
取組概要	(どうやって取組を進めていくのか等の概要を記載)		
目標	指標	目標値(千円)	目標年度
	6年間の財政効果額累計	※2	34年度

＜(管理番号)具体的な取組＞

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	(具体的な取組名)	(財政効果額)	(〇〇)
...

※1 No.(管理番号)



※2 目標値(目標金額)

各項目の目標値は、個別の具体的な取組の財政効果額の見込み(一般会計、特別会計、企業会計の事業費ベースと人件費ベース)の合計を記載しています。

3 具体的な取組

視 点 1 市民との共創による地域経営の推進

(1) 民間活力の活用

No.	取組名	担当課	
視点1-(1)-1	公共施設の運営管理、整備等における公民連携の推進	公共施設マネジメント課	
取組概要	公共施設の運営管理、整備等については、民間の資金やノウハウを活用した効率的なサービスの提供や整備等を行うため、公民連携の取組方針や検討手順を作成し、多様なPPP/PFI手法の導入を進めていく。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	公民連携手法の導入検討件数	14件 [平成28年度末現在]	26件

No.	取組名	担当課	
視点1-(1)-2	民間団体との連携による援農者の養成	農政課	
取組概要	農業者の高齢化や担い手不足等により農地が耕作放棄地化することを防ぐため、NPO等の民間団体に委託をし、市民に対し援農者養成講座を開催するとともに、援農を希望する農業者と援農者とのマッチング事業等を実施する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	援農者養成講座修了者人数	0人 [平成28年度末現在]	30人

No.	取組名	担当課	
視点1-(1)-3	高田浄水場等運転管理業務の委託(委託範囲の拡大)	水質管理課	
取組概要	平成30年度に委託更新する高田浄水場等の運転管理業務について、現状の委託内容を精査し、委託範囲の見直しを実施。民間のノウハウを活用して、浄水場の運転管理業務の強化・向上を図る。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	清掃業務等にかかる民間委託人工	0人工 [平成28年度末現在]	0.47人工

(2) 市民参画型社会の推進

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-1	地域コミュニティ組織との協働によるまちづくり	地域政策課	
取組概要	社会経済環境の変化や市民ニーズの複雑・多様化を踏まえ、それぞれの地区において、地域の力で個性豊かで安心して生活できる地域社会の実現を目的として、その地域コミュニティ組織の運営を地域が主体となって地域活動に取り組めるよう事務的、人的、経済的支援を行っていく。さらに、地域内の様々な活動間の連携を進めるとともに、まちづくりの担い手の確保や地域の課題を解決していく仕組を構築できるよう、庁内連携を図りながらそれぞれの地域の実情に応じて、組織の円滑な運営を支援していく。		
目標	指標	基準値	目標値
	分科会数	33 分科会 [平成28年度末現在]	111 分科会

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-2	キャンパスおだわら事業の見直し	生涯学習課	
取組概要	施設受付窓口(図書室受付含む)及び事務局業務を市民団体へ業務委託の形で、また「人材バンク事業」を協働事業として市民主体で進めているが、より市民ニーズに合った効率的な運営を進めるため、運営体制を見直す。		
目標	指標	基準値	目標値
	運営体制の見直し	—	平成34年度までに実施

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-3	小田原森里川海インキュベーション(事業創出)事業・環境再生活動推進事業における運営形態の見直し	環境政策課	
取組概要	酒匂川植栽事業、和留沢地区農地再生事業などの各事業とも、市主導で行っているが、徐々に地域の団体等の主導により実施できるようにする。また、環境団体等の中間支援組織「おだわら環境志民ネットワーク」を小田原森里川海インキュベーション事業の受け皿とし、本市が持つ森里川海といった資源を市民主体で生かし、環境再生活動に地域一丸となって取り組んでいくための体制とする。 ①小田原森里川海インキュベーション(事業創出)事業 ②環境再生活動推進事業		
目標	指標	基準値	目標値
	①「おだわら環境志民ネットワーク」の法人化	—	①平成34年度中に実施
	②市民主体の運営形態へ移行	—	②平成34年度中に実施

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-4	官・民・地域との協働による広場・公園づくり	みどり公園課	
取組概要	既存公共施設を活用した広場・公園づくりについて、地域や民間企業との協働により整備を実施していく。協働作業により地域住民の愛着を深めるほか、民間企業の社会参加・社会貢献の場を提供する。		
目標	指標	基準値	目標値
	官・民・地域との協働による広場・公園づくり数	0箇所 [平成28年度末現在]	1箇所

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-5	学校運営協議会制度の推進	教育指導課	
取組概要	地域とともにある学校づくりを目指し、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとなる学校運営協議会を設置する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	市立小学校設置校数	5校 [平成28年度末現在]	25 校

No.	取組名	担当課	
視点 1-(2)-6	特色ある学校づくりの推進	教育指導課	
取組概要	市内幼稚園、小・中学校と地域でつくる研究会に委託し、「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくり」をめざして、学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かし、特色ある学校づくりを推進する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	特色ある学校づくりに取り組む研究会数	42 研究会 [平成28年度末現在]	42 研究会

視点 2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進

(1)市民の視点に立った行政サービスの提供

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-1	システムの共同利用の推進	情報システム課	
取組概要	近隣市町との各種システムの共同運用を増やすことで、利用者の利便性の向上及び費用等の軽減を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	共同運用するシステムの数	4システム [平成28年度末現在]	6システム

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-2	新たな付加価値を追加した新図書館システムを導入検討	図書館	
取組概要	新たな付加価値(ICタグ、自動貸出返却、盗難防止等)を追加した新図書館システムを導入し、人件費の削減及び盗難による損失を防ぐ。また、貸出返却にかかる時間の大幅な短縮により、図書館での利用者サービスの向上につなげる。		
目標	指標	基準値	目標値
	一人当たりの貸出・返却に要する時間	60秒 [平成28年度末現在]	10秒

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-3	ごみの減量・資源化の推進	環境政策課	
取組概要	廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、不要なものは受け取らない(リフューズ)、修理して使う(リペア)の5Rを基本とした発生抑制や再使用に重点を置いたごみの減量化を進めるとともに、事業系一般廃棄物についても減量化を進めるための施策を進める。 また、生ごみの堆肥化や紙類の分別の徹底などを進め、ごみ処理量に対する資源化率の向上に努める。		
目標	指標	基準値	目標値
	燃せるごみ排出量(総量)	53,801t [平成24年度]	50,167t
	資源化率	26.6% [平成24年度]	30.5%

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-4	ごみに関する市民サービスの向上	環境政策課	
取組概要	利便性・快適性の向上など、ごみに関する市民サービスの向上に向けた施策等について検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	地域勉強会等実施回数	35回 [平成28年度]	50回

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-5	点字プリンター導入の検討	障がい福祉課	
取組概要	自治体には障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられている。視覚障がい者への情報提供等については、点字版の作成をボランティア団体へ委託しているが、一部の刊行物等しか対応できていないことから、リアルタイムの対応が可能となる点字プリンターの導入を検討する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	点字プリンターを使用した 市行政文書等数	0点 [平成28年度末現在]	15 点

No.	取組名	担当課	
視点 2-(1)-6	生活保護担当課との連携による年金請求事務の効率化	保険課	
取組概要	年金受給資格期間の短縮に伴う年金請求の事務を効率化するため、生活支援課と保険課が連携を取り、対象者に請求書の書き方のアドバイスや確認作業を行う。また、年金請求の可能性のある利用者の年金加入期間の確認等の個別調査を行い、年金請求へと繋げる。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	年金請求書の請求数	0件 [平成28年度末現在]	60 件

(2)分権時代の人材育成と組織機構の構築

No.	取組名	担当課	
視点 2- (2)-1	働き方改革に関する取組	職員課	
実施内容	主に管理監督者を対象としたマネジメント研修の実施、働き方に係る職員に向けた情報発信を行い、職員の働き方の改善に対する意識の醸成及び取組を実践する。 さらに、業務の整理や効率化による労働時間の削減及び年休取得率の向上、心身の不調者や育休復帰者に対する適切なフォローの実施、業務の繁閑を考慮したフレキシブルな人員配置を行い、働きやすい職場環境の創造を目指す。		
目標	指標	基準値	目標値
	ストレスチェックの総合健康度数値	51.0 ポイント [平成28年度]	52.0 ポイント

No.	取組名	担当課	
視点 2- (2)-2	消防庁舎再整備事業の推進	広域調整課	
実施内容	消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的消防力の低い地域が存在するなど消防力(市民サービス)に不均衡が生じていることから、消防署所の配置を見直し、消防需要(人口)に応じた消防力を提供する。		
目標	指標	基準値	目標値
	消防署所数	11 署所 [平成28年度末現在]	10 署所

(3) 公正で透明性の高い行財政運営の推進

No.	取組名	担当課	
視点 2-(3)-1	新公会計制度の導入及び活用	企画政策課 公共施設マネジメント課 財政課 管財課	
取組概要	新公会計制度に基づき作成する財務書類及び固定資産台帳により、減価償却累計額等のストック情報の適正な把握及び公表とそれらの活用を検討する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	新公会計制度の導入	—	平成32年度までに導入

No.	取組名	担当課	
視点 2-(3)-2	清掃管理業務の仕様見直しに向けた助言	契約検査課	
取組概要	清掃管理業務の執行については、施設所管課で仕様書を作成し、契約検査課が入札契約事務を執行している。契約担当課として、施設所管課に対し一定の仕様水準を助言する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	仕様案の見直し及び 該当所管課への助言	—	平成32年度までに実施

No.	取組名	担当課	
視点 2-(3)-3	土地評価支援システムの運用・更新	資産税課	
取組概要	平成26年度に導入した土地評価支援システムの活用により評価事務の効率性が向上し、平成29年度の時間外勤務実績が平成26年度と比較して、約6割削減した。平成31年度の土地評価支援システム更新に向けて、導入台数や機材、運用方法の見直しを行い、評価事務の正確性、効率性のさらなる向上を図る。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	土地評価支援システム端末台数	7台 [平成28年度末現在]	9台

(4) 行政評価システムの再構築

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-1	土地開発公社経営健全化事業の推進	管財課	
取組概要	平成21年度以降、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき公社経営健全化を進めてきたが、土地開発公社保有土地の再取得、利子等補給金の交付等を引き続き実施し、公社保有土地簿価、公社借入金額をさらに縮減する。		
目標	指標	基準値	目標値
	土地開発公社年度末保有土地簿価	4,124,238 千円 [平成28年度末現在]	2,566,350 千円

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-2	省エネ改修検討の支援	環境政策課 エネルギー政策推進課	
取組概要	公共施設管理者と連携して(一財)省エネルギーセンターなどの無料省エネ診断の実施や、公共施設管理者への改善提案を行うなど、エネルギー使用量やそれぞれの公共施設の実情に応じた省エネ改修検討の支援をする。		
目標	指標	基準値	目標値
	市役所事務事業により排出される温室効果ガス	39,809t- CO ₂ [平成26年度]	29,292t-CO ₂

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-3	事業系一般廃棄物のてびきへの広告掲載	環境政策課 環境事業センター	
取組概要	事業系一般廃棄物のてびきへの広告を有料で掲載する。		
目標	指標	基準値	目標値
	企業広告主の確保	—	50 万円

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-4	母子福祉資金等利子補給事業の廃止	子育て政策課	
取組概要	貸付時に保証人を立て申請すれば無利子で貸付を受けられるため、相談時に案内し、無利子の貸付になるようにする。		
目標	指標	基準値	目標値
	利子補給件数	8件 [平成28年度末現在]	0件

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-5	小田原市事業協会における委託事業の見直し	産業政策課	
取組概要	安定的な市民サービスを提供していくため、事業協会が進めている公益法人化への取組の中で、市からの受託事業等の見直しを進めながら運営基盤の強化を図り、事業協会の今後のあり方について検討をする。		
目標	指標	基準値	目標値
	事業協会における公益目的事業比率	47% [平成28年度末現在]	48%

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-6	水産市場用駐車場用地借上料の見直し	水産海浜課	
取組概要	効率的な行財政運営を確保するとともに、市全体の取組と公平性を図るために、水産市場用駐車場用地借上料の見直しを行い、歳出抑制を図る。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	駐車場用地借上料	2,800 千円 [平成28年度]	1,400 千円

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-7	都市計画道路の見直し	都市計画課	
取組概要	都市計画道路見直し事業は、平成20年に基本方針を定め、長期未着手の都市計画道路見直し検証を行い、その検証結果に基づき、平成24年までに都市計画道路の位置づけの廃止(1路線・2区間)及び変更(1区間)を実施した。神奈川県「都市計画道路見直しガイドライン」では、上位計画・関連計画との整合を図るため、見直しサイクルを概ね10年としており、交通量調査関連の公表データ(PT調査・道路交通センサス)などを活用するため、平成30年度に第2回目都市計画道路の見直しをする。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	都市計画変更数	0 [平成28年度末現在]	1

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-8	私道整備補助事業の要件の見直し	土木管理課	
取組概要	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成する事業であるが、公共性、公益性に鑑みて補助金を交付する要件を見直しする。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	要綱改正の実施年度	—	平成30年度までに実施

No.	取組名	担当課	
視点 2-(4)-9	後発医薬品の使用割合の増加	経営管理課	
取組概要	材料費の削減に関して、後発医薬品の使用を促進していくため、後発医薬品の使用割合を増加させる。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	後発医薬品の使用割合	75.5% [平成28年度末現在]	80.0%

No.	取組名	担当課	
視点 2- (4)-10	消防被服における点数制貸与制度の導入	消防総務課	
取組概要	消防職員一律の更新計画による消防被服の貸与方法を見直し、年度毎に職員へ点数を付与し、その持ち点内において希望する品目を選択し貸与する点数制の貸与制度を平成29年度から新たに導入する。点数制を導入することで余剰貸与の抑制をするとともに、現行計画で生じている年度毎の予算の不均衡に対して、費用の平準化を図るとともに、相対的に減額し、職員個別のニーズに対応した柔軟で効率的な貸与制度を運用する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	点数制の導入有無による平均予算額	29,338 千円 [6年間の平均額]	20,359 千円

視点3 持続可能な財政基盤の確立

(1) 歳入確保の取組

No.	取組名		
視点3-(1)-1	市有財産の有効活用		
取組概要	本来の用途としての役目を終えた資産の売却など、市が保有する財産を有効活用することによって歳入の確保を図る。		
目標	指標	目標値(千円)	目標年度
	6年間の財政効果額累計	427,729	平成34年度

<視点3-(1)-1 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額(千円)	実施年度
1	ヒルトン従業員宿舎の売却	374,189	30
2	旧片浦中学校の活用	38,440	30
3	普通財産(土地)の売却	15,000	34
4	文化財整理室における自動販売機の設置による財源確保	100	30

No.	取組名		
視点3-(1)-2	広告収入の確保		
取組概要	企業広告の掲載やネーミングライツの導入など、様々な事業を通じて広告に関連する歳入の確保を図る。		
目標	指標	目標値(千円)	目標年度
	6年間の財政効果額累計	5,425	平成34年度

<視点3-(1)-2 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額(千円)	実施年度
1	小田原球場等への広告物の設置許可制度の導入	1,425	30
2	「使用水量のお知らせ」の裏面を利用した広告収入	4,000	31

No.	取組名		
視点 3-(1)-3	受益者負担の適正化		
取組概要	特定の行政サービスを受ける者が応分の負担をすることにより、公平性を確保するという、「受益者負担の在り方に関する基本方針」の考え方に基づき、手数料・公共施設使用料の適正化を図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	183,251	平成34年度

<視点 3-(1)-3 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	わんぱくらんどの駐車料金の値上げ	54,500	30
2	下水道使用料の減免制度の見直し	128,751	29

No.	取組名		
視点 3-(1)-4	その他歳入の増に係る取組		
取組概要	国・県補助金等の積極的な活用や運用体制の見直しなど、多様な視点での歳入の増に係る取組。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	420,481	平成34年度

<視点 3-(1)-4 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	上府中保育園の公私連携型保育所への移行	333,200	31
2	市営住宅における滞納整理業務の強化の検討	10,596	30
3	地域医療連携・相談体制の強化の検討	73,837	29
4	水道事業における保有資金の効率的な運用による預金利息の増収	2,734	29
5	ごみ処理運搬手数料に係る小田原水道サービスセンター負担分の収入	114	29

(2) 歳出抑制の取組

No.	取組名		
視点 3-(2)-1	サービスの見直し		
取組概要	多様なサービスに対するニーズが拡大・複雑化する一方で、国や県、民間事業者など市以外の様々な主体によってもこれらのニーズに対応するサービスが提供されていることに鑑み、市としての役割を見つめ直して社会状況に応じたサービスのあり方の見直しを図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	117,825	平成34年度

<視点 3-(2)-1 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	広報紙発刊事業の見直し	88,356	29
2	動く市政教室の廃止	21,354	29
3	インターネット安全教室事業の見直し	1,970	30
4	市税口座振替推進事業の見直し	2,620	30
5	就職情報提供事業の見直し	3,525	30

No.	取組名		
視点 3-(2)-2	イベント・啓発事業の見直し		
取組概要	費用対効果に留意しつつ、個々のイベントに係る参加者数や啓発事業の効果を見極めながら、それぞれのイベント・啓発事業の適切なあり方を模索し、見直しを図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	63,344	平成34年度

<視点 3-(2)-2 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	地域防災の日防災行政無線放送事業の啓発終了	1,182	31
2	地域資料公開展示の見直し	3,940	32
3	敬老行事の見直し	36,519	29
4	旬の野菜を使った料理教室の見直し	4,728	29
5	小田原市排水設備指定工事店表彰制度の見直し	1,995	30
6	消防フェスタの見直し	4,732	31
7	小田原市幼年消防クラブ 消防車お絵描き展示会の見直し	3,152	31
8	民間搬送事業者認定事業の定期講習を定期救命講習と併催	2,364	29
9	定期救命講習の開催数の調整	4,732	31

No.	取組名		
視点 3-(2)-3	組織運営・事務執行の合理化		
取組概要	市が関わる組織における統合・役割分担の見直しや各事業における契約方法の変更等内部の事務処理方法の見直しにより、更なる組織運営・事務執行の合理化を図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	590,426	平成34年度

<視点 3-(2)-3 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	職員提案制度及び実績褒章制度グッジョブおだわらの見直し	2,364	29
2	事務事業評価様式の簡素化・活用に関する見直し	56,790	29
3	事務室レイアウト図の更新頻度見直し	2,364	29
4	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長職に係る見直し	13,408	30
5	寄附者の趣旨に沿った基金の有効的な活用	12,000	31
6	市有建築物の計画的な保全	14,196	29
7	公共施設の包括管理業務委託導入の検討	21,297	32
8	出勤簿の廃止	30,762	29
9	ICTの利活用による人事関係等の事務処理改善	4,334	29
10	大型電子計算機賃借料の縮減	75,000	32
11	課・出先施設接続用ネットワークシステム賃借料の縮減	275	34
12	複合機の印刷・コピー費用の縮減	33,792	29
13	加除式例規類集の廃止	12,912	29
14	議会対応・予算編成におけるペーパーレス化に係る検討	23,120	32
15	個人情報取扱事務登録簿の更新作業の効率化	2,364	29
16	行政情報センターにおける事務の効率化	1,970	30
17	予算科目の細分化による決算事務の軽減・簡素化	14,196	30
18	廃道水路敷払下げ手続きの簡略化	1,181	30
19	指名競争入札に係る審査委員会に諮る案件の見直しによる全庁的事務軽減	7,098	32
20	低入札価格調査制度の導入	8,844	31
21	滞納整理管理システム更新におけるクライアント PC の発注方法の見直し	10,064	29
22	大手法人動向調査事務の見直し	4,728	29
23	競輪場における警備保安業務委託の見直しによる委託料の縮減	3,368	30
24	投票所臨時従業員の勤務体制の見直しによる賃金の縮減	9,586	30
25	かもめコンサート事業の役割分担の見直し	1,576	31
26	芸術文化活動専門員の見直し	3,534	34
27	文化施策に関連する委員会の統合	1,698	33
28	清閑亭機械警備業務の契約見直し	8,257	29
29	文化財保護委員会千代部会の見直し	4,872	30
30	自治会、小学校等でのごみ減量化に向けた啓発活動の実施方法の見直し	3,152	31

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
31	生ごみ堆肥化推進事業の実施方法に関する見直し	3,152	31
32	再エネ・省エネに関する取り組みの登録制度の見直し	3,220	31
33	重複分析器の見直しによるリース費用削減	2,016	32
34	介護保険窓口業務における委託化等による職員配置の見直し	21,670	30
35	国民年金届書の電子媒体化による経費削減	930	30
36	国民年金年金届書等の送付方法の見直し	2,364	29
37	子ども・子育て会議の委員数見直し	2,296	31
38	岸和田市との友好都市交流事業の見直し	8,015	30
39	建築物に係る紛争相談開催回数の見直し	2,664	29
40	街づくりルール改革計画推進事務の見直し	7,098	29
41	公共交通ネットワーク充実促進事業における酒匂川流域地域公共交通活性化検討会の統合	5,792	31
42	地域安心安全道づくり事業における事務の見直し	3,940	30
43	建設部所管施設パトロールの縮小	7,098	33
44	久野霊園管理システムの導入検討	11,089	30
45	下水道事業における設計・積算基準の見直し	26,152	30
46	債権者に対する口座振替通知書の段階的見直し	3,278	30
47	消防出初式の式典の見直し	788	33
48	任意団体の会議の見直し	3,944	31
49	消防における文書管理事務の簡素化	2,364	30
50	検定満期時における水道メーター交換の見直し	12,245	30
51	水道局における「平面図作成業務」の一部効率化	5,364	29
52	水道局における水質検査の見直し	2,000	30
53	放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体化に向けた見直し	10,664	31
54	給食調理業務委託の推進の検討	30,191	31
55	本会議・委員会における会議録校正事務の効率化	21,020	30
56	議会だより発行事業のチェック体制見直し	1,970	30

No.	取組名		
視点 3-(2)-4	補助金・負担金の見直し		
取組概要	一部の関係者に対して交付される補助金等は、その性質上、高い公益性が求められることから、制度そのものの必要性を常に検討しつつ、社会状況に応じた適正なあり方となるよう不断の見直しを図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	264,534	平成34年度

<視点 3-(2)-4 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	保育所運営費加給補助金の段階的見直し	123,163	29
2	都市づくりパブリックデザインセンター賛助会費の見直し	240	30
3	景観形成修景費補助金の見直し	1,938	30
4	狭あい道路整備事業における補助要綱の見直し	139,193	29

No.	取組名		
視点 3-(2)-5	施設の管理・運営に係る見直し		
取組概要	光熱水費等施設のランニングコストの縮減や指定管理者の導入等運営方法の見直しによって、費用対効果に優れた施設の管理運営を図る。		
目 標	指 標	目 標 値 (千円)	目 標 年 度
	6年間の財政効果額累計	216,418	平成34年度

<視点 3-(2)-5 具体的な取組>

No.	取組名	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	市庁舎上下水道使用料の削減	23,626	29
2	かもめ図書館におけるカウンター委託業務仕様書の見直しによる職員の削減	47,328	32
3	図書館における照明のLED化による光熱水費の削減	834	30
4	交流促進施設への指定管理者制度の導入	11,836	31
5	小田原市営住宅ストック総合活用計画に基づく市営住宅の見直し	7,788	34
6	下水道管理センター管理事務に関する見直し	81,756	29
7	市立病院における電気料金の引き下げ	19,250	29
8	水道局における動力費の削減	24,000	30

(3) 都市の魅力の向上の取組

No.	取組名	担当課	
視点 3-(3)-1	都市セールス事業の推進	広報広聴課	
取組概要	様々な手法を使って、小田原の地域資源や施策などの情報を市内外に発信し、小田原の魅力を積極的にPRする。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	インスタグラムのフォロワー数	70人 [平成28年度末現在]	13,500人

No.	取組名	担当課	
視点 3-(3)-2	効果的な景観形成の誘導手法の検討	まちづくり交通課	
取組概要	景観計画施行から10年が経過し、小田原城や小田原駅周辺を中心に「美しいまちなみ」が形成されてきたが、目に見えて良好な景観の分かる場所が少ない。このため、既存の修景補助制度の見直しや重点拠点・重点路線の整備に向けた調査研究・整備を進めるとともに、市民の自主的な景観形成を促し、効果的な景観形成への誘導手法を確立することで、都市の魅力を向上させ、地域経済の活性化と周辺への良好な景観形成への波及効果を目指す。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	修景補助件数(累積)	68件 [平成28年度末現在]	100件

4 具体的な取組による財政効果額の見込み

上段は単年度の取組による財政効果額、下段は前年度までの取組により継続して得られた財政効果額を表しています。最下段に、各年度の財政効果額を掲載しています。

(1) 一般会計

① 事業費ベース

見込まれる歳入・歳出から取組実施に伴う投資的経費を差し引いたものです。

項目	行財政改革による財政効果見込額(千円)						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
(1) 歳入増加額		380,356	88,371	8,358	859	21,358	499,302
			10,107	98,478	103,836	104,695	317,116
1 市有財産の有効活用		377,169				15,000	392,169
			6,920	6,920	6,920	6,920	27,680
2 広告収入の確保		95	95	95	95	95	475
			95	190	285	380	950
3 受益者負担の適正化		2,500	5,000	7,500		5,500	20,500
			2,500	7,500	12,000	12,000	34,000
4 その他歳入の増に係る取組		592	83,276	763	764	763	86,158
			592	83,868	84,631	85,395	254,486
(2) 歳出削減額	56,435	18,931	7,116	17,815	18,090	△ 79,569	38,818
		53,642	72,574	79,690	97,505	115,595	419,006
1 サービスの見直し	13,948	835					14,783
		13,948	14,783	14,783	14,783	14,783	73,080
2 イベント・啓発事業の見直し	3,529	3,069					6,598
		3,529	6,598	6,598	6,598	6,598	29,921
3 組織運営・事務執行の合理化	4,696	4,908	△ 2,875	15,217	15,637	△ 82,679	△ 45,096
		5,485	10,393	7,518	22,735	38,372	84,503
4 補助金・負担金の見直し	31,595	8,611	9,893				50,099
		28,013	36,624	46,517	46,517	46,517	204,188
5 施設の管理・運営に係る見直し	2,667	1,508	98	2,598	2,453	3,110	12,434
		2,667	4,176	4,274	6,872	9,325	27,314
単年度財政効果額 (A)	56,435	399,287	95,487	26,173	18,949	△ 58,211	538,120
継続財政効果額 (B)		53,642	82,681	178,168	201,341	220,290	736,122
各年度の財政効果額 (A+B)	56,435	452,929	178,168	204,341	220,290	162,079	1,274,242

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

② 人件費ベース

事務事業の見直しによる行財政運営の効率化が人件費にも影響することから、これを財政効果額として考慮するため、【第1章 5 行財政改革の財政効果額の考え方について (2) 人件費の考え方】に示す算出方法に基づき算定し、財政効果額に換算したものです。

項目	行財政改革による財政効果見込額(千円)						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
(1) 歳入増加額		1,576	788				2,364
			1,576	2,364	2,364	2,364	8,668
1 市有財産の有効活用		1,576					1,576
			1,576	1,576	1,576	1,576	6,304
2 広告収入の確保							
3 受益者負担の適正化							
4 その他歳入の増に係る取組			788				788
				788	788	788	2,364
(2) 歳出削減額	27,600	21,291	26,418	28,789	4,337	103,332	211,767
		27,600	48,892	69,001	97,791	102,128	345,412
1 サービスの見直し	4,337	788					5,125
		4,337	5,125	5,125	5,125	5,125	24,837
2 イベント・啓発事業の見直し		788		394			1,182
			788	788	1,182	1,182	3,940
3 組織運営・事務執行の合理化	23,263	18,927	24,054	12,225	4,337	103,332	186,138
		23,263	42,191	59,935	72,160	76,497	274,046
4 補助金・負担金の見直し		788	1,576				2,364
			788	2,365	2,365	2,365	7,883
5 施設の管理・運営に係る見直し			788	16,170			16,958
				788	16,959	16,959	34,706
単年度財政効果額 (A)	27,600	22,867	27,206	28,789	4,337	103,332	214,131
継続財政効果額 (B)		27,600	50,468	71,365	100,155	104,492	354,080
各年度の財政効果額 (A+B)	27,600	50,467	77,674	100,154	104,492	207,824	568,211

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

③ 財政効果額総額(①事業費ベース+②人件費ベース)

項目	行財政改革による財政効果見込額(千円)						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
(1) 歳入増加額		381,932	89,159	8,358	859	21,358	501,666
			11,683	100,842	106,200	107,059	325,784
1 市有財産の有効活用		378,745				15,000	393,745
			8,496	8,496	8,496	8,496	33,984
2 広告収入の確保		95	95	95	95	95	475
			95	190	285	380	950
3 受益者負担の適正化		2,500	5,000	7,500		5,500	20,500
			2,500	7,500	12,000	12,000	34,000
4 その他歳入の増に係る取組		592	84,064	763	764	763	86,946
			592	84,656	85,419	86,183	256,850
(2) 歳出削減額	84,035	40,222	33,534	46,604	22,427	23,763	250,585
		81,242	121,466	148,691	195,296	217,723	764,418
1 サービスの見直し	18,285	1,623					19,908
		18,285	19,908	19,908	19,908	19,908	97,917
2 イベント・啓発事業の見直し	3,529	3,857		394			7,780
		3,529	7,386	7,386	7,780	7,780	33,861
3 組織運営・事務執行の合理化	27,959	23,835	21,179	27,442	19,974	20,653	141,042
		28,748	52,584	67,453	94,895	114,869	358,549
4 補助金・負担金の見直し	31,595	9,399	11,469				52,463
		28,013	37,412	48,882	48,882	48,882	212,071
5 施設の管理・運営に係る見直し	2,667	1,508	886	18,768	2,453	3,110	29,392
		2,667	4,176	5,062	23,831	26,284	62,020
単年度財政効果額 (A)	84,035	422,154	122,693	54,962	23,286	45,121	752,251
継続財政効果額 (B)		81,242	133,149	249,533	301,496	324,782	1,090,202
各年度の財政効果額 (A+B)	84,035	503,396	255,842	304,495	324,782	369,903	1,842,453

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

(2) 特別会計、企業会計(補足)

① 事業費ベース

項目		H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
特別 会計	単年度財政効果額 (A)	335	△ 2,158	639	1,060	639	640	1,155
	継続財政効果額 (B)		335	△ 1,823	△ 1,184	△ 124	179	△ 2,617
	各年度の財政効果額 (A+B)	335	△ 1,823	△ 1,184	△ 124	515	819	△ 1,462
企業 会計	単年度財政効果額 (A)	30,182	33,210	2,550	5,000		400	71,342
	継続財政効果額 (B)		30,182	63,392	65,942	70,942	70,942	301,400
	各年度の財政効果額 (A+B)	30,182	63,392	65,942	70,942	70,942	71,342	372,742

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

② 人件費ベース

項目		H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
特別 会計	単年度財政効果額 (A)	1,576	7,888	3,154	1,972	394	1,972	16,956
	継続財政効果額 (B)		1,576	9,464	12,618	12,618	13,012	49,288
	各年度の財政効果額 (A+B)	1,576	9,464	12,618	14,590	13,012	14,984	66,244
企業 会計	単年度財政効果額 (A)	394	788	788				1,970
	継続財政効果額 (B)		394	1,182	1,970	1,970	1,970	7,486
	各年度の財政効果額 (A+B)	394	1,182	1,970	1,970	1,970	1,970	9,456

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

③ 財政効果額総額(①事業費ベース+②人件費ベース)

項目		H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
特別 会計	単年度財政効果額 (A)	1,911	5,730	3,793	3,032	1,033	2,612	18,111
	継続財政効果額 (B)		1,911	7,641	11,434	12,494	13,191	46,671
	各年度の財政効果額 (A+B)	1,911	7,641	11,434	14,466	13,527	15,803	64,782
企業 会計	単年度財政効果額 (A)	30,576	33,998	3,338	5,000		400	73,312
	継続財政効果額 (B)		30,576	64,574	67,912	72,912	72,912	308,886
	各年度の財政効果額 (A+B)	30,576	64,574	67,912	72,912	72,912	73,312	382,198

※集計数値に関しては、端数処理の関係で異なる場合があります。

5 計画期間内の調整案件一覧

計画期間内での実施に向け、調整していく取組の一覧になります。ここに掲載している取組については、市民や関係団体との調整や内部での整理等を行い、今後の調整により具体的な方向性が決定するものであることから、財政効果額は計上していません。

No.	取組名
1	使用料・手数料の見直し
2	公共施設における電力調達コストの削減
3	小田原市統計グラフコンクール事業の見直し
4	課税の公平性担保に向けた償却資産課税に係る人員配置の見直し
5	市民集会施設の見直し及び跡地の活用
6	関係団体との連携による防犯啓発事業の見直し
7	小田原地方交通安全総ぐるみ大会の見直し
8	防犯指導員協議会小田原支部会補助金の見直し
9	民間サービスの活用による富水駅自転車駐車場の見直し
10	自立・更正保護活動支援事業の啓発イベント実施主体の見直しに係る検討
11	自立・更正保護活動支援団体の自立化促進に係る検討
12	印鑑登録証交付手数料の導入
13	住民窓口の再編
14	街頭消火器の設置の見直し
15	災害救援ボランティア研修事業の見直し
16	災害用指定井戸の位置付けの見直し
17	災害等緊急時における通信手段の再編
18	市民文化祭の会期の見直し
19	ときめき国際学校委託化と参加者負担金の見直し
20	小田原イズム事業の役割分担の見直し
21	生涯学習施設の定期休館日の導入
22	歴史的建造物から考察する西海子通りの歴史学習会の見直し
23	史跡管理嘱託員の見直し
24	文学のまちづくり事業の見直し
25	かもめ図書館の定期休館日の導入
26	小田原文学館の定期休館日の導入
27	学校施設開放における受益者負担の見直し
28	事業者向け省エネルギー化勉強会の見直し
29	公衆便所設置状況の見直し
30	野良猫に関する去勢・不妊手術費補助金の見直し
31	斎場使用料の見直し
32	清掃手数料の見直し
33	大型ごみコール制収集運搬業務の民間活用による見直し
34	高齢者筋力向上トレーニング、高齢者体操教室開催事業等の見直し
35	福寿カードの見直し
36	高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術費助成事業の見直し
37	障がい者就職支度金給付費事業の見直し
38	障がい者自動車運転免許取得費助成事業の見直し
39	小田原市休日・夜間急患診療所運営費負担金の見直し
40	4・5歳児尿検査事業の見直し

No.	取組名
41	健康相談事業の一部見直し
42	1歳6か月児健康診査事業の実施回数の見直し
43	プレイパーク事業における負担金の見直し
44	児童プラザ管理運営事業の見直しの検討
45	青少年育成推進員数の見直し
46	青少年環境浄化推進委員及び同協議会の見直し
47	官民連携による若年者雇用支援事業の再編
48	「梅まつり菓子展示会」実施体制の見直し
49	「小田原スイーツ」事業費補助金の見直し
50	「小田原どん」事業費補助金の見直し
51	中心市街地活性化協議会運営事業費補助金の見直し
52	一夜城春まつり・秋まつりへの参画の見直し
53	教育ファーム推進事業の見直し
54	小田原・十郎梅ブランド向上協議会と小田原梅品評会の統合
55	市民農園整備事業事務の見直し
56	地域産木材の利用拡大に向けた支援方法の見直し
57	水産市場立体駐車場の一般開放による使用料の見直し
58	魚ブランド化促進事業の見直し
59	木造住宅耐震化推奨訪問事業合理化の検討
60	ワンルーム等建築物指導基準廃止の検討
61	開発許可等証明書交付有料化の検討
62	土砂災害警戒区域等バトロールの見直し
63	花づくり講習会参加者への材料費の徴収
64	市立病院における安定した収入の確保対策
65	メーターボックスの無償貸与の見直し
66	宅地内漏水調査業務の見直し
67	用務業務のあり方を見直し
68	学校給食事業の公会計化と運営方法の見直し
69	おだわらっ子ドリームシアター輸送業務委託の見直し
70	教育課程の改訂等による学校行事の見直し
71	教職員海外研修事業の見直し
72	幼稚園臨時職員(介助教諭)の配置の見直し

第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針

市が提供するサービスは、市民に納めていただいた税金で賄うのが原則ですが、全て税金で賄うとサービスを受ける市民（受益者）と受けない市民との不公平が生じることから、特定の受益者がいる場合は一定の負担を求める必要があります。

そのためには、市民に市が提供するサービスについて費用がどの程度かかるかを明らかにするとともにその実態を広く理解してもらうことが必須であり、その結果がサービスの維持につながります。

これらの考え方を明確に示し、持続可能な行財政運営を行っていくために「受益者負担の在り方に関する基本方針」を策定しました。

受益者負担の在り方に関する基本方針

1 はじめに

サービスに対する市民のニーズが複雑化、多様化する一方、経済成長の鈍化により税収が減少する懸念がある厳しい財政状況において、効率的な税配分を行うために、施策の一層の選択と集中が求められています。

また、市民の側においても、納税者意識と税金の使途に対する関心が高まっており、それと同時に、一部の市民だけが利用する選択的なサービスに対しての受益者負担の関係に対する不公平感が生じることも考えられます。

そこで、受益者負担の適正化については、負担の公平性の観点から、利用しない市民も含め広く税金という形で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者(利用者)負担」の割合についての考え方を明確にし、市民の十分な理解を得ていくことが今後のサービスの維持に必要と考えます。

以上のことから、受益者負担の適正化を円滑に行うため、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮し、市の関与の必要性に主眼を置いて基本的な方針を策定するものです。

2 受益者負担の適正化の基本的な考え方

本市の使用料・手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、条例で額を定め、サービスの対価として利用者から徴収しています。

しかし、これらの料金設定については、統一的な基準がないまま近隣自治体等の水準との比較により定められたものや、長期にわたり料金の見直しが行われていないものなど、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等に対応した料金設定となっていないものもあります。

このため、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで補うべきかについての基本的な考え方を整理し、統一的な基準を定めるとともに、今後は定期的に見直しを実施する必要があります。

この基本方針は、使用料や手数料を徴収し提供する本市のサービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者である利用者と未利用者、双方の理解を得る料金設定とすることを目的に策定するものです。

～地方自治法抜粋～

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四⑦ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条① 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

3 見直し対象とする使用料及び手数料

(1) 使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。また、使用料に準ずる雑入等についても、その対象とします。

さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、経費が掛かっているため、施設等の利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるものについては見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とします。

(2) 手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、小田原市手数料条例で定める特定の者のためにする事務について徴収する料金（印鑑登録証明手数料など）については、全て見直しの対象とします。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるサービスについても見直しの対象とします。

(3) 対象外とする使用料及び手数料

- ・ 法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの
- ・ 県内で統一料金などの申し合わせがされているもの
- ・ 原価算定方式によるコスト計算が適さないもの
- ・ 特別会計等、独立して経営管理を行っているもの

4 使用料及び手数料算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則

使用料及び手数料は、サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の料金を負担することを原則とします。

① 負担の公平

サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担の公平を図るため、受益の範囲においてそのサービスに要した経費を基本とした料金設定とします。

② 負担均衡の原則

サービスの公共性の程度に基づいて、市が負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮します。

(2) 算定方法の明確化

利用者や市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性の確保に努めます。

(3) 定期的な見直し

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、定期的に見直しを実施します。

5 原価算定の考え方

使用料及び手数料の算定に当たっては、その事務処理に要した人件費と物件費を対象に「原価」とし、その「原価」にサービスの必需性や公益性に基づき、市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定することとします。

(1)原価に算入する経費

利用者（受益者）が負担する経費として、原価に算入する経費の対象は、サービス提供や施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費」とします。

<原価に算入する経費>

対象とする経費			該当項目				
			使用料	手数料			
原価	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員数に年間平均人件費（職員給与、職員手当、共済費等）を乗じた額		○	○		
	物件費	賃金	臨時職員賃金、社会保険料		○	○	
		需用費	消耗品費	施設運営又はサービス提供に係るもの		○	○
			燃料費	施設運営に係るもの		○	
			印刷製本費	施設運営又は当該サービスに係るもの		○	○
			光熱水費	施設運営に係るもの		○	
			修繕料	建物及び設備の修繕に係るもの		○	
		役務費	通信運搬費	施設運営に係るもの		○	
			手数料	施設運営・備品維持に係るもの		○	
			保険料	建物に係るもの		○	
		委託料	清掃、警備、機器保守点検等		○		
	使用料及び賃借料	機器リース等（電算システムに係るもの）		○	○		
	原材料費	施設運営等に係るもの		○			
	備品購入費	施設運営に係るもの		○			
	その他、受益者が負担すべきと考えられるサービスの提供や施設運営等に要する費用		○	○			

(2)原価に算入しない経費

<原価に算入しない経費>

原価に算入しない経費	理由
土地の取得に係る経費	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため
施設の建設に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため
臨時的な対応に伴う経費	災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため
受益者が特定されている費用	施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

(3) 公費負担と受益者負担割合

① 使用料

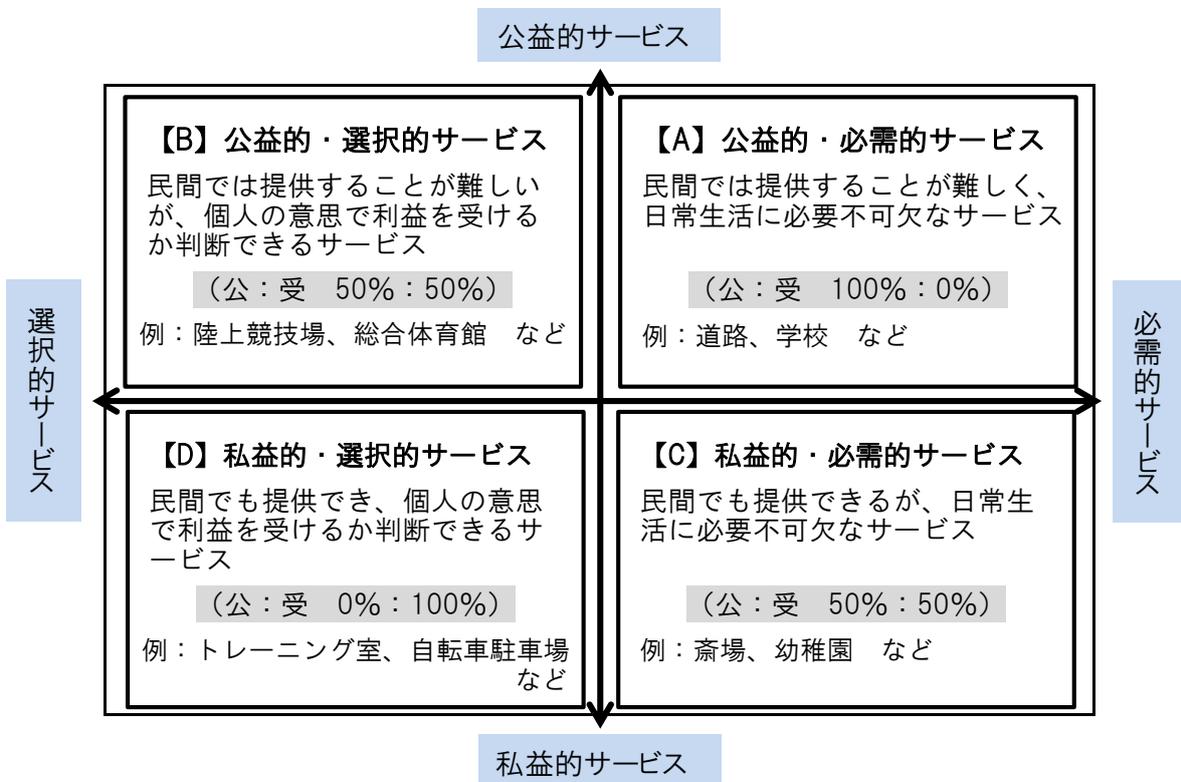
市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目しサービス内容について、「必需性」と、「公益性」の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

< 性質別分類の考え方 >

サービスの性質	分類	
サービスが必需的か選択的か	必需的サービス	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの
	選択的サービス	上記以外の、日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの
サービスが公益的か私益的か	公益的サービス	民間では提供することが難しく、主として行政がサービスを提供するもの
	私益的サービス	民間でも同種・類似するサービスを提供しているもの

※公費負担と受益者負担割合については、分類の仕分けを容易にするとともに複雑化を避け、簡易な制度とするため、負担の割合を100%、50%、0%の3種類とします。

< 性質別分類による公費負担と受益者負担の割合 >



※ (公：受) 公費負担分：受益者負担分

※ 駐車場、市営住宅等については、「性質別分類による負担の割合」に関わらず法令等の規定により定めるものとします。

②手数料

特定の利用者が利用するサービスのみについて設定していることから、受益者負担割合は100%を原則とします。ただし、市の重要な施策として実施するサービスや近隣市町と整合性を取る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱することなく、かつ、市民の理解が得られる範囲で受益者負担額を設定します。

6 使用料の算定方法

使用料の算定は、次のとおりとし、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、過去3年間の平均とします。また、稼働率の低い施設は利用者負担が過大となり、利用率の低下を招く可能性があることから、「稼働率の向上効果も含めた使用料収入増」、「コストカットによる歳出削減」、「利用時間等を制限するなどのサービスカットによる歳出削減」の視点を含めて見直しを行うこととします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担割合 A B C D）}$$

(1) 1室(区画)当たりの原価から使用料を算定する場合(一定区画利用の場合)

会議室等の使用では、一定の区画を貸し出しすることとなるため、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、原価（人件費＋物件費）を施設面積及び年間利用時間で除して算出することとします。

【例】会議室・研修室・駐車場等

- ① 1㎡の年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 施設面積
※施設面積 = 延べ床面積
- ② 1㎡の時間原価 = 上記① ÷ 年間利用時間
※年間利用時間 = 開館日数 × 1日当たり利用時間 × 稼働率
- ③ 1室当たりの原価 = 上記② × 貸出面積 × 貸出時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 上記③ × 性質別負担割合（受益者割合）

(2) 利用者1人当たりの原価から使用料を算定する場合(個人利用の場合)

体育館等不特定多数の個人が同時に利用する施設では、1人当たりで設定することが適当な施設として、原価を年間利用者で除して算出することとします。

【例】体育館

- ① 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数
- ② 1人当たりの使用料 = 上記① × 性質別負担割合（受益者割合）

(3) 貸出単位

1室当たりの空間に対する使用料を算出する場合、「年間利用時間」を単位として算出することから、施設の貸出単位は、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定することとします。ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能とします。

この場合の使用料は、1時間当たりの使用料基本単価に貸し出し時間を乗じた金額を設定することを基本とし、また、利用時間帯による使用料等の格差は、それぞれの施設（サービス）において設定できるものとします。

(4) 付帯設備の取扱い

施設などにもともと備わっている付帯設備（空調、給排水等）の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定します。

$$\begin{aligned} \text{① 付帯設備の原価} &= \text{付帯設備の維持管理費} \\ \text{② 付帯設備の使用料（1回当たり）} &= \text{上記①} \div \text{年間利用回数} \end{aligned}$$

(5) 備品などの使用料について

ホールに設置されたピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、施設の利用とは別に利用者の意思により利用されます。そのため、これらの備品については、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に使用料を定めます。

$$\text{備品使用料} = \text{備品購入費} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数}$$

7 手数料の算定方法

手数料の算定は、原則として次のとおりとします。なお、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、過去3年間の平均のものとしてします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

(1) 原価の算定方法

- ① 1分当たりの人件費単価 = 1人当たりの年間平均の人件費 \div 2,000時間 \div 60分
 ・ 一般行政職：〇〇円、技能労務職：〇〇円
 ・ 一般行政職（再任用）：〇〇円、技能労務職（再任用）：〇〇円
- ② 処理時間（分）
 手数料を徴収する事務ごとに、それぞれ1件当たりの標準的な処理時間を設定します。
 なお、証明書交付等の事務処理における標準的な処理時間は、過去3年間の状況をふまえ、1件当たり“〇分”と設定します。ただし、個別に標準的な処理時間を設定できる証明書交付等の事務処理については、この限りではありません。
- ③ 1件当たりの原価 = 上記① \times 上記② + 年間物件費 \div 年間処理件数

※勤務時間：2,000時間 \div 1日7時間45分 \times 260日（5日 \times 52週）

8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項

(1) 各公共施設等の状況について

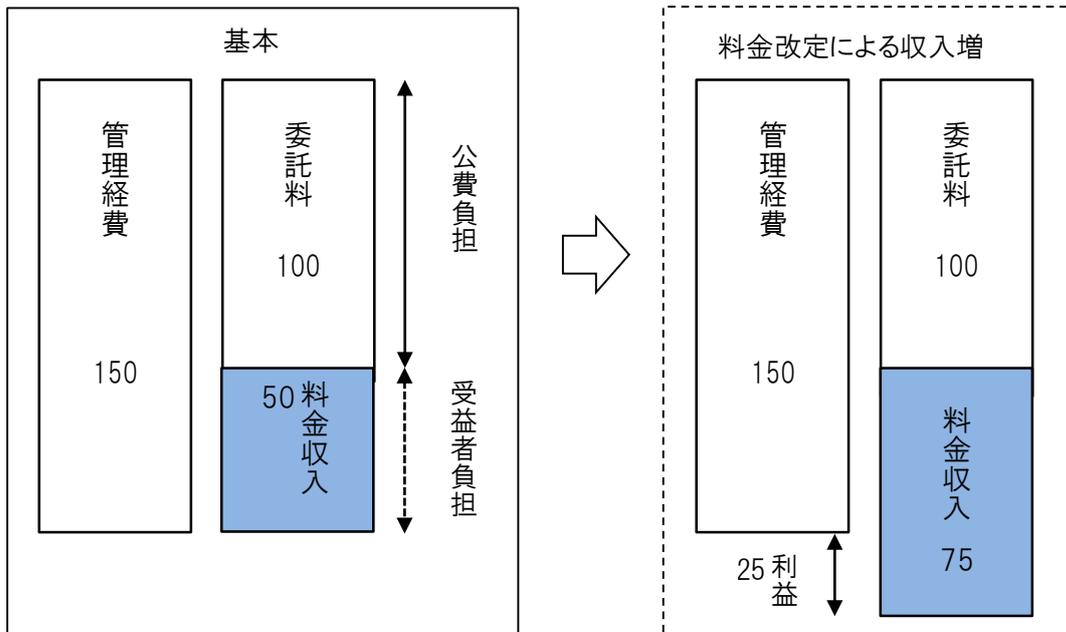
基本方針に基づき使用料及び手数料の算出した結果、周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、公共施設の利用率の低下を招くおそれがある場合や、現行使用料より著しく低額となることで民間企業の営利事業を圧迫する場合は、適正な使用料となるよう調整できるととします。

(2) 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の場合

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設の使用料の改定は、指定管理者の収益に影響するため、指定管理料については、施設の管理・運営に必要なと想定される経費総額を積算し、利用料金収入を勘案したうえで適切な設定とし、指定期間であっても、指定管理者と料金変更の時期について協議するものとします。

また、指定管理者のインセンティブを高め、サービスの質や量が向上すると利用の増加につながるよう考慮するものとします。

< 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の料金改定のイメージ >



(3) 激変緩和措置

基本方針に基づき使用料及び手数料の算出をした結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等を設定することとします。

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

(4) 減額・免除について

使用料及び手数料の減額・免除については、経済的・社会的弱者の支援や団体の活動促進等のために、政策的な特例措置として減額や免除を実施してきたところです。

そのおかげで、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進に一定の成果を果たしてきました。しかし、その半面、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いています。

また、本来負担すべき料金を利用者が負担しないことは、利用者間の不公平につながることや、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間の不公平の拡大につながることも考えられます。

以上を踏まえると、施設の使用の対価として定めた使用料の意義を保つ上から、また、市民全体の公平性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、基本的な考え方を定めます。

①使用料の減額・免除の基準

現在の減額・免除制度は施設ごとに取扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性・公正性を確保するために、できるだけ共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、施設ごとに減額・免除の取扱いを定めることとします。

減額・免除する場合の判断基準

- ・「市の主催」、「市の共催」など市の行政活動に関わる場合（「後援」は減免しない）
- ・国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合
- ・災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ・子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的が適切である場合

ア 団体が施設を利用する場合

次の場合、使用料を減額・免除することができることとします。

- (ア) 市が主催する事業に使用する場合、免除
- (イ) 市が共催する事業に使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (ウ) 国又は地方公共団体が公用のため使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (エ) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動を推進するため、高齢者団体（60歳以上の占める割合が2分の1以上の団体）が利用する場合、免除または2分の1を減額
- (オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が、特定目的で使用する場合、免除または使用料の2分の1を減額

イ 個人が施設を利用する場合について

次の場合、使用料を免除することができることとします。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者及び介助者
- (イ) 65歳以上の方

ウ その他

- (ア) 既に当該サービスに対する補助等が行われている場合には、減免対象としない
- (イ) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱で明確に定めること

エ 指定管理者制度導入施設での減額・免除の取扱い

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設のうち減額・免除規定のある施設の場合、減額・免除によって指定管理者の収入が少なくなれば、自主的な運営を阻害することとなります。そもそも減額・免除規定は政策的な特例措置として実施するものであり、指定管理者制度が導入されているか否かにかかわるものではありません。

また、利用者の立場からすれば、施設の管理者が市であるか指定管理者であるかは直接的には関係なく、同様の取扱いをすることが適当と考えられます。従って、当該施設におけるそれぞれ施設所管課は、減額・免除による補てん分を考慮のうえ指定管理料を定め、指定管理料に減額・免除による補てん分も含めるものとして取り扱うものとし、ただし、指定管理者が独自の裁量で利用料金を設定した場合には、補てんの対象とはなりません。

②手数料の減額・免除の基準

手数料の減額・免除の基準は、それぞれ各種証明書等の用途に応じて個別に規定するものとします。減額・免除は受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から政策的な特例措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定するものとします。

なお、減額の基準はありません。

免除する場合の基準

- ・国又は地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ・法令等で規定により免除することが定められている場合

(5) 使用料及び手数料の単位について

算定額については、市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、端数処理はそれぞれ以下のとおりを原則とします。

ア 使用料の単位

- (ア) 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (イ) 1,000 円以上の場合 100 円単位の金額とします。

イ 手数料の単位

- (ア) 100 円未満の場合 10 円単位の金額とします。
- (イ) 100 円以上 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (ウ) 1,000 円以上 1 万円未満の場合 100 円単位の金額とします。
- (エ) 1 万円以上 10 万円未満の場合 1,000 円単位の金額とします。
- (オ) 10 万円以上の場合 上位 3 桁まで(上位 4 桁目を切捨て)の金額とします。

(6) 市民以外が利用する場合等の使用料の設定について

市が所有する公の施設は、施設の取得が公費により賄われていること、また、施設の大半はその維持管理費用に使用料収入等に加えて市民からの税金により賄われていることから、基本的には市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきものです。このため、受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から、営利を目的と認められる場合や市民以外の使用料の設定は、割増料金を設定することができるとこととします。

ア 営利を目的と認められる場合の使用料は規定の使用料に 25 を乗じた額の範囲内とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

イ 市外利用者の利用者の使用料については、1.5 から 10 を乗じた額の範囲内とします。

ウ 市内利用者と市外利用者等の区分について

市内利用者は、市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす者を市内利用者とします。

市外利用者は、市内利用者以外の者とします。また、団体における市内利用者と市外利用者の区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準とします。

(7) 定期的な見直し

使用料及び手数料については、市民ニーズや施設の維持管理費用の変化、サービス内容及び公の施設のあり方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。見直しの時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、原則として 5 年ごとに実施するものとします。

ただし、施設改修など大幅な施設の維持管理費用、提供面積、提供時間の変更が見込まれる場合には、変更時に見直しを実施するものとします。なお、使用料及び手数料の料金の算定は、原価を基本としたものであるため、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていくものとします。

9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス)

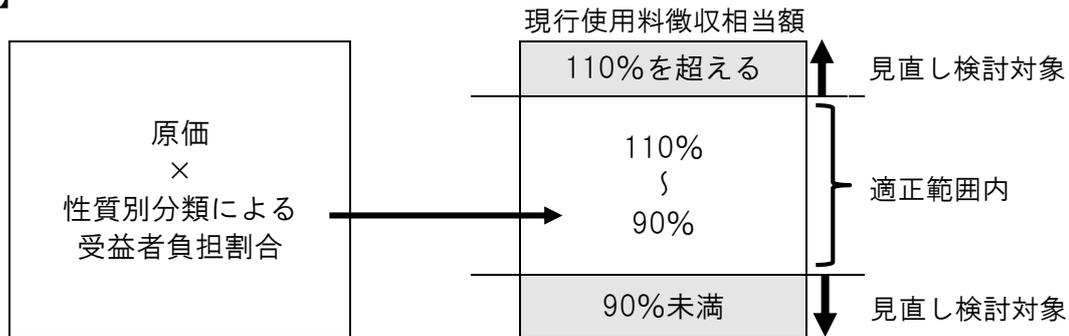
(1)見直しを検討する使用料・手数料

①使用料について

「現行の使用料徴収相当額^{*}」と、「原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】

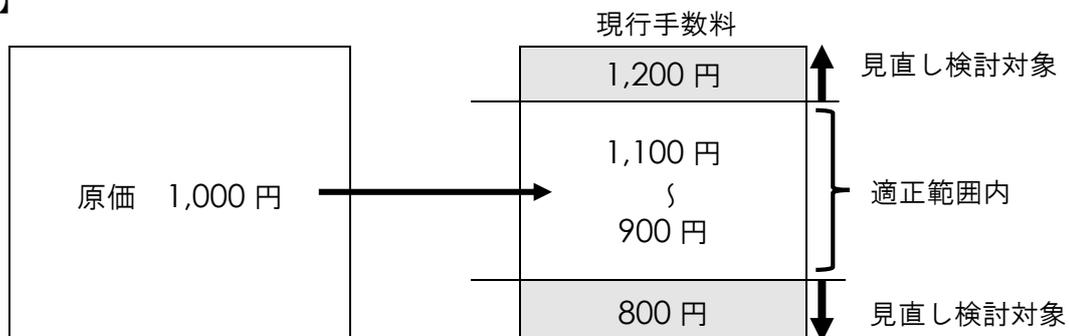


※使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減額・免除した相当額を加算した額をいいます。

②手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。手数料の原価については、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】



10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について

消費税率が改正された場合には、使用料及び手数料に転嫁することとします。

第2次行政改革実行計画

発行：平成30年4月

編集：小田原市企画部企画政策課

住所 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

電話 0465-33-1239

E-mail kikaku@city.odawara.kanagawa.jp